

鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領の一部改正

鳥取県県土整備部測量等業務簡便型総合評価入札実施要領（平成22年3月24日付第200900190332号鳥取県県土整備部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線（赤字）で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(対象業務の選定方法)</p> <p>第3条 簡便型総合評価入札に付する測量等業務（<u>測量業務及び</u>地質調査業務を除く）（以下「対象業務」という。）は、予定価格が<u>800</u>万円以上の業務の中から、発注機関が選定するものとする。</p> <p>(入札参加条件)</p> <p>第4条 対象業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 同種業務実績</p> <p>実施要綱第5条第2項第3号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて過去10年間の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者、現場代理人、主任担当者、照査技術者（以下「配置技術者」という。）又は担当技術者としての履行実績を求めること。</p> <p>(8) 配置技術者等の要件</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 入札者の管理技術者、主任担当者（以下「管理技術者等」という。）又は照査技術者が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の前日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる<u>他業種</u>における配置技術者を除く。）として選任されている予定価格が<u>800</u>万円以上の業務（以下「配置技術者の手持ち業務」という。）の件数が3件未満であること。</p> <p>これには単独受注、共同企業体での受注のいずれも含まれ、共同企業体の場合、出資割合による契約金額の按分は行わない。</p> <p>第5条 略</p> <p>(落札予定者の決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 技術点数</p> <p>技術点数は、別表第2-1～<u>2</u>に定める採点基準により採点を行った数（小数点以下2位未</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(対象業務の選定方法)</p> <p>第3条 簡便型総合評価入札に付する測量等業務（地質調査業務を除く）（以下「対象業務」という。）は、予定価格が<u>500</u>万円以上の業務の中から、発注機関が選定するものとする。</p> <p>(入札参加条件)</p> <p>第4条 対象業務の受託者を決定しようとするときは、次に掲げる入札参加条件を設けるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 同種業務実績</p> <p>実施要綱第5条第2項第3号の規定に準じて、業務の難易度・規模に応じて過去10年間の受注実績又は常勤の技術者の管理技術者、主任技術者、現場代理人、主任担当者、照査技術者（以下「配置技術者」という。）又は担当技術者としての履行実績を求めること。<u>なお、照査技術者においては担当技術者としての履行実績は認めないものとする。</u></p> <p>(8) 配置技術者等の要件</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 入札者の管理技術者、<u>主任技術者、現場代理人、主任担当者</u>（以下「管理技術者等」という。）又は照査技術者が、県土整備部発注の対象業務（入札書提出期間の前日までに選任通知書が提出され、かつ、業務完了通知書が提出されていない業務に限る。）において同一発注業種の配置技術者（複数の業種からなる<u>業務</u>における配置技術者を除く。）として選任されている予定価格が<u>500</u>万円以上の業務（以下「配置技術者の手持ち業務」という。）の件数が3件未満であること。</p> <p>これには単独受注、共同企業体での受注のいずれも含まれ、共同企業体の場合、出資割合による契約金額の按分は行わない。</p> <p>第5条 略</p> <p>(落札予定者の決定)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 評価方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 技術点数</p> <p>技術点数は、別表第2-1～<u>3</u>に定める採点基準により採点を行った数（小数点以下2位未</p>

改正後	改正前
<p>満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(応募書類等の提出)</p> <p>第8条 簡便型総合評価入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、調達公告で定める応募書類のほか、簡便型総合評価入札参加申込書作成要領等に従い技術評価点に関する調書(様式第1号～第2号)を作成し、調達公告で定める期日までに発注機関に提出するものとする。なお、共同企業体で簡便型総合評価入札に参加する場合には、各構成員別に調書を作成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第12条 略</p> <p>(配置技術者の事後変更等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 簡便型総合評価入札において、落札の決定を受けて測量等業務を受託した者は、配置技術者の選任通知書を<u>当初</u>契約日に提出するものとする。</p>	<p>満の端数は、切り捨てる。)とする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(応募書類等の提出)</p> <p>第8条 簡便型総合評価入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、調達公告で定める応募書類のほか、簡便型総合評価入札参加申込書作成要領等に従い技術評価点に関する調書(様式第1号～第3号)を作成し、調達公告で定める期日までに発注機関に提出するものとする。なお、共同企業体で簡便型総合評価入札に参加する場合には、各構成員別に調書を作成するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条～第12条 略</p> <p>(配置技術者の事後変更等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 簡便型総合評価入札において、落札の決定を受けて測量等業務を受託した者は、配置技術者の選任通知書を契約日に提出するものとする。</p>

改正後

別表第1（第5条関係）
業務分野ごとの有効資格

業務分野		技術者1		技術者2	技術者3	技術者4	技術者5					
		技術士		RCCM 登録部門等	略							
大分類	小分類	技術部門	選択科目									
土木関係建設コンサルタント業務	略								略			
	道路分野	略			略							
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造物設計 ・地下構造物設計 ・橋梁設計 ・道路施設等点検 ・橋梁補修設計 	略									
略				略								
補償関係コンサルタント業務	略							略				

別表第2-1（第6条関係）（土木関係建設コンサルタント業務）
略

別表第2-2（第6条関係）（補償関係コンサルタント業務）
略

改正前

別表第1（第5条関係）
業務分野ごとの有効資格

業務分野		技術者1		技術者2	技術者3	技術者4	技術者5					
		技術士		RCCM 登録部門等	略							
大分類	小分類	技術部門	選択科目									
土木関係建設コンサルタント業務	略								略			
	道路分野	略			略							
		<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造物設計 ・地下構造物設計 ・橋梁設計 ・道路施設点検 ・橋梁補修設計 	略									
略				略								
測量業務	測量士		測量士補					その他技術者				
補償関係コンサルタント業務	略							略				

別表第2-1（第6条関係）（測量業務）
略

別表第2-2（第6条関係）（土木関係建設コンサルタント業務）
略

別表第2-3（第6条関係）（補償関係コンサルタント業務）
略

改正後	改正前
<p>注) 1・2 略</p> <p>3 配置技術者のうち加点の対象とするのは、それぞれ、調達公告の<u>小分類又は区分</u>で定める「技術者」に有効な資格を有する技術者とする。</p> <p>4 配置技術者（管理技術者等）の「同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数」及び配置技術者（照査技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無」とは、過去5年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める別表第1の業務分野の小分類から選択した業務項目ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者においては担当技術者、主任担当者においては担当技術者として従事した業務を含む。）において、管理技術者等においては成績評定点85点以上の業務件数、照査技術者においては成績評定点85点以上の業務の有無をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>5 「過去5年間に県が発注した業務」とは、調達公告日の5年前の日の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に業務の完了検査日が含まれる業務をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 配置技術者（管理技術者等）及び配置技術者（照査技術者）の「優良業務実績」とは、過去3年間に県が優良業務として表彰した業務のうち、調達公告で定める発注業種ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者、主任担当者又は照査技術者として従事した業務に限る。）において、優良業務とされた有無をいうものとする。なお、対象となる業務については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>8 略</p> <p>9 「会社の手持ち業務件数」は、県が発注した簡便型総合評価入札により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない又は、調達公告日までに業務完了通知書が提出され、開札日前日までに検査が完了していない発注業種が同一の業務を対象とする。なお、会社の手持ち業務件数は、次のとおり算出するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(会社の手持ち業務件数) = {単独での受注実績件数} + {共同企業体での受注実績件数}</p> <p>10～15 略</p> <p>16 別表第2-2の技術者数3には、補償関係コンサルタント業務従事者として登録されている技術者を計上することができる。</p> <p>17 別表第2-1の「その他」を選択する場合は、電子入札システムにおいては「RC CM等」を選択し、技術点に関する調書の調達公告で定める資格の名称に実務経験者と記載すること。</p>	<p>注) 1・2 略</p> <p>3 配置技術者のうち加点の対象とするのは、それぞれ、調達公告で定める「技術者」に有効な資格を有し、かつ、過去4年間（調達公告日の4年前の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間をいう。以下同じ。）に完了した同一業種の業務において、配置技術者（管理技術者においては担当技術者、主任技術者においては現場代理人及び担当技術者、主任担当者においては担当技術者として従事した実績を含む。）として従事した実績を有する技術者とする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>4 配置技術者（管理技術者等）の「同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務件数」及び配置技術者（照査技術者）の「同種業務における配置技術者として成績評定点85点以上の業務の有無」とは、過去4年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める別表第1の業務分野の小分類から選択した業務項目ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者においては担当技術者、主任技術者においては現場代理人及び担当技術者、主任担当者においては担当技術者として従事した業務を含む。）において、管理技術者等においては成績評定点85点以上の業務件数、照査技術者においては成績評定点85点以上の業務の有無をいうものとする。なお、対象となる業務実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>5 「過去4年間に県が発注した業務」とは、調達公告日の4年前の日の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間に業務の当初契約日から検査結果通知日までが含まれる業務をいう。</p> <p>6 略</p> <p>7 配置技術者（管理技術者等）及び配置技術者（照査技術者）の「優良業務実績」とは、過去4年間に県が発注した業務のうち、調達公告で定める発注業種ごとに配置技術者として従事した業務（管理技術者、主任技術者、主任担当者又は照査技術者として従事した業務に限る。）において、優良業務とされた有無をいうものとする。なお、対象となる業務については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>8 略</p> <p>9 「会社の手持ち業務件数」は、県が発注した簡便型総合評価入札により調達公告日の属する年度の期間（以下「本年度」という。）において落札し、調達公告日までに業務完了通知書が提出されていない発注業種が同一の業務を対象とする。なお、会社の手持ち業務件数は、次のとおり算出するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(会社の手持ち業務件数) = {単独での受注実績件数} + {共同企業体での受注実績件数}</p> <p>10～15 略</p> <p>16 別表第2-3の技術者数3には、補償関係コンサルタント業務従事者として登録されている技術者を計上することができる。</p> <p>17 別表第2-2の「その他」を選択する場合は、電子入札システムにおいては「RC CM等」を選択し、技術点に関する調書の調達公告で定める資格の名称に実務経験者と記載すること。</p>

改正後

改正前

様式第1号（第8条関係）

技術点に関する調査

入札参加希望者名（構成員名）： _____

業者番号： _____

発注業種： 測量業務 _____

1 会社技術者点数 _____ 点

2 男女共同参画推進企業認定

種 別	認定状況
男女共同参画推進企業認定	有り・無し

3 配置予定技術者

	現場代理人	主任技術者	照査技術者
配置予定技術者氏名	⋮	⋮	⋮
調達公告で定める資格の 名称（測量士、測量士補）	名称 （ ）	名称（ ） ※現場代理人との兼務 あり ・ なし	名称（ ）
同種業務における成績評 定点 85 点以上の業務実績	/	計 件	実績 有・無
優良業務表彰実績		有 ・ 無	有 ・ 無
若手技術者配置		有 ・ 無	有 ・ 無
手持ち業務の状況（入札書 提出期間の前日まで）	/	計 件	計 件

4 会社の手持ち業務件数 合計 _____ 件

様式第2号（第8条関係）

略

様式第3号（第8条関係）

略

様式第1号（第8条関係）

略

様式第2号（第8条関係）

略

附 則

この改正は、令和2年4月1日以降に調達公告を行う測量等業務から適用する。